

慶弔 および 見舞いに関する規程

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県臨床検査技師会（以下「宮臨技」という）の慶弔および見舞いについて定める。

第2条 この規程でいう慶事とは、会員の結婚及び受賞等に付随した祝事をさし、弔事とは会員の死亡をいう。また会員の自宅が自然災害により全半壊したときの見舞いに関して定める。

第3条 会員の慶事には慶意を、弔事には弔意を宮臨技として表す。また、会員の罹災に対し見舞いの意を表す。

第4条 慶弔および罹災事例の発生にあたっては、施設の連絡責任者が事務局宛に連絡するものとする。

第5条 慶意及び弔意または見舞いの表明は、会長または理事が原則として行うものとする。

第6条 慶弔および見舞いに関する費用は、宮臨技の負担とする。

- 2 事後の連絡であっても、社会通念上の日程の概念を損なわない限り慶弔および見舞いに関する費用は宮臨技の負担とする。
- 3 執行の内容は、別表(Ⅰ)により定める。

第7条 この規程に定めのない事項の発生にあたっては理事会の議を経てこれを処理する。但し、会長が緊急に必要と認めた場合は専決処理することができる。この場合、次の理事会に報告しなければならない。

- 2 会長が会の運営のため特に必要と認めたときは、対象が会員外であっても専決処理することができる。この場合、次の理事会に報告しなければならない。

(付 則)

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。
2. この規程は、平成17年7月9日より施行する。

別表(Ⅰ) 会員を対象とする執行内容

慶事 結婚・・・祝電
受賞・・・祝電(祝賀会に贈る)

弔事 1. 香典、弔電及び供花とする。
2. 香典の額は10,000円とする。
3. 葬儀終了後に報告を受けた場合は、香典10,000円のみとする。

見舞金 自宅の全壊・・・会費の1年間免除
自宅の半壊・・・会費の1年間免除